

## 令和5年度ヤングケアラー支援に関する施策について

### 1 人権ネットワーク事業【8,055千円】（県民生活部総務課）

人権問題についての正しい理解と認識を深め、主体的にこれらの問題の早期解決に向けて取り組むこと等を目的として、人権啓発ビデオ（令和3年度制作「夕焼け」テーマ：「ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～」）を各種の人権研修会や学習会等で教材として活用するとともに、人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」を発行する。

### 2 ひょうごボランティア基金助成事業【90,000千円】（県民生活課）

#### （1）事業内容

地域のボランティアやNPO等が行う、福祉、環境、国際交流等幅広い分野の県民ボランティア活動の促進や地域福祉の向上を目的に創設された「ひょうごボランティア基金」を活用した事業

#### （2）実施機関

ひょうごボランティアプラザ

#### （3）実施時期・回数

事業対象期間：

ア) 県民ボランティア活動助成 R5年4月1日～R6年3月31日

イ) ウ) 中間支援活動助成、地域づくり活動NPO事業助成

R5年4月1日～R6年2月29日

#### （4）令和5年度実施内容

ア) 県民ボランティア活動助成

継続的にボランティア活動を行う法人格を持たないボランティアグループ・団体の取組みに対する助成（子どもの健全育成、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、地域安全活動など）

・上限2万円 ・助成対象数：最大3,000件

イ) 中間支援活動助成

中間支援活動を行うNPO法人等が、相談、ネットワーク、情報提供等の機能を発揮した取組みへを支援

①基本事業：相談、情報提供・ネットワーク、人材育成等の地域のNPO等の基本的な活動を支える取組

②創設支援事業：基本事業（①）を新たに実施し、NPOや地域活動などを総合的に支援する体制を目指す取組

・上限50万円

・助成予定件数：①②あわせて18件程度

ウ) 地域づくり活動 NPO 事業助成

地域や社会課題の解決に向け、地縁団体等と連携した地域づくり等を進める NPO 団体等に対する助成 (NPO 法の事業区分による、子どもの健全育成、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、地域安全活動など)

・上限 50 万円 ・助成予定件数：42 件程度

(5) 令和 4 年度実績 (見込み)

ア) 県民ボランティア活動助成 2,901 件

イ) 中間支援活動助成 (基本事業) 13 件、(創設支援事業) 5 件

ウ) 地域づくり活動 NPO 事業助成 61 件

3 青少年のための総合相談「ほっとらいん相談」の開設【1,426千円】(男女青少年課)

ひきこもり・不登校等の課題を抱える青少年のための総合相談及び、青少年を中心とするひきこもり専門相談として、心理士等の資格を持つスタッフによる総合相談窓口 (ほっとらいん相談) を開設する。

・相談日：月・水・土 (週 3 回) (祝日 12/29~1/3 を除く)

・実施時間：午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 4 時

4 「兵庫ひきこもり相談支援センター (地域ブランチ)」の設置【5,240千円】(男女青少年課)

地域相談会やアウトリーチ型の訪問支援等を通じてひきこもり者の支援を行うことを目的に、「兵庫ひきこもり相談支援センター (地域ブランチ)」を、県内 5 地域のひきこもり支援団体等に委託して実施する。

① 地域相談会：年 1 回以上実施 (但し、播磨地域は年 2 回以上実施)

② 訪問支援事業：月 2 回程度実施

③ 地域連携ネットワーク事業：年 1 回程度実施

④ ひきこもりサポーターの活用：随時実施

⑤ ひきこもりサポーターフォローアップ研修：年 1 回程度実施

⑥ 市町支援事業：地域内の県民センター・県民局単位ごとに年 2 回以上

5 兵庫県ひきこもりサポーター育成事業の実施【485千円】(男女青少年課)

潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する知識 (ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等) を修得させるひきこもりサポーター育成研修を実施する。

【初級コース：60 分×4 科目 (計 4 時間)】

・育成目的：ひきこもり支援意識の啓発、地域ブランチスタッフのサポート等

・対象者：ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者

【中級コース：60分×7科目（計7時間）】

- ・育成目的：市町、地域ランチでの居場所支援や訪問支援のサポート等
- ・対象者：・初級コースを修了した者

## 6 ヤングケアラー等支援体制の構築【10,817千円】（地域福祉課）

家庭内でのケアを担うヤングケアラー等の早期発見・悩み相談・福祉サービスへのつなぎ等の支援体制を整備

①ヤングケアラー等の相談窓口の設置：8,439千円

相談者の精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、相談窓口を設置(社会福祉士2名体制)

○相談体制 平日9時30分～16時30分（祝日・年末年始を除く）

TEL:078-894-3989

LINE、メールでも随時受付

②当事者支援グループ活動推進：1,665千円

情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援

○補助金額・交流会：50千円/回(9団体)

・オンライン：35千円/回(3団体)

③ヤングケアラー等支援研修：713千円

ヤングケアラー等の抱える問題に気づく体制づくりを構築するための研修を開催

○対象者：福祉、介護、医療、教育関係機関の職員等

○内容：ヤングケアラーの現状や支援に関する講義や、多職種合同でのグループワーク等

○開催回数：5回

## 7 自立相談支援事業【21,374千円】（地域福祉課）

経済面のみならず、心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その抱える課題を継続的に評価・分析し、自立に向けたプランの作成や支援サービス提供のための関係機関との調整等を実施する。

①委託先

プロポーザルにより選定予定

②支援対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、現在は何とか生活が営めているが、早期の支援がなければ近い将来、生活保護となる可能性が高い者。

③実施地域

12 町（県が福祉事務所を設置し、所管する 6 健康福祉事務所管内）

## 8 子どもの学習・生活支援事業【10,217 千円】（地域福祉課）

生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する。

## 9 民生委員・児童委員等の活動促進【156,774千円】（地域福祉課）

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員等の活動を支援する。

### ①民生委員・児童委員活動の促進

新任及び中堅の民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、活動費用等を補助（政令市及び中核市を除く。）する。

また、市町民生委員児童委員協議会に対し、地域の関係機関との連携・協議等に要する費用を補助（政令市及び中核市を除く。）する。

### ②民生・児童協力委員の設置と活動の促進

民生委員・児童委員に協力して見守り活動や市町の福祉施策の普及啓発などの福祉活動を行う民生・児童協力委員を民生委員 1 人につき原則 2 人設置する。

## 10 重層的支援体制整備事業【742,830 千円】（地域福祉課）

### ①重層的支援体制整備事業交付金【742,530 千円】

さまざまな課題を有する者の支援について、市町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、介護、障害、子ども、生活困窮の分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう、交付金を交付。

### ②重層的支援体制整備促進事業【300 千円】

市町において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、市町が推進する包括的な支援体制整備の後方支援を行う。

<実施内容>

事業の導入や円滑な運営を進めるため、全国的な先進事例の紹介や意見交換を行うための連絡会議の開催（年 2 回）

## 11 日常生活自立支援事業の運営支援【122,951 千円】（地域福祉課）

福祉サービスの情報提供、利用援助、日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を推進する兵庫県社会福祉協議会の運営費を補助し、兵庫県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会が一体となって、福祉サービスを適切に利用することに不安のある高齢者・知的障害者等を支援する。

**12 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制整備事業【3,427千円】（地域福祉課）**

認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安がある方が、住み慣れた市域で安心して生活を続けられるために、県域での連携により各市町の権利擁護支援体制づくりを支援する。

**13 「子ども食堂」応援プロジェクト【5,400千円】（地域福祉課）**

経済的な理由により食事が十分に取れていない貧困家庭等の子ども達又はひとり親家庭や共働き家庭等のため孤食の子ども達等に食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を助成することにより、子ども達が空腹を満たすだけでなく、心のぬくもりを感じたり、友達や地域の大人との交流を図る等、地域の子ども達の心のよりどころとなる空間づくりを応援する。

○支援対象：県内で「子ども食堂」を開設しようとする団体

○支援事業：月1回以上を想定 子ども対象10人以上

○支援経費：調理器具（炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等）、家具、食器  
飲食店の営業許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用等

○補助基準額 月2回以上：1カ所上限200千円（予定）

月1回：1カ所上限100千円（予定）

**14 地域包括支援センターの運営支援と機能強化【3,830千円】（高齢政策課）**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組みを支援する。うち、地域における高齢者等の相談窓口である地域包括支援センター（市町設置）の適正な運営のため、研修や会議の開催等を通じて市町の取組みを支援する。

**15 介護技術等普及事業【3,144千円】（高齢政策課）**

家庭での介護負担を軽減することを目的として、家族や親族などを在宅で介護している方を対象に、経験豊かな介護職員等が介護技術の要点を教える「介護技術講習会」を県・市町で開催する。

**16 介護支援専門員の更新研修等の実施（高齢政策課）**

介護支援専門員等の資質向上のため、実務経験年数に応じた専門研修や主任介護支援専門員研修を実施する。さらに、介護支援専門員証の有効期限にあわせ、更新に必要な研修を実施する。

**17 ひとり親家庭子育て未来応援事業【39,524千円】（児童課）**

「ひとり親家庭等の自立促進計画」に基づき、子育て、生活、自立に向けた就業等の面からひとり親家庭に対する自立支援事業を行う。

特に、ひとり親家庭の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、ヤングケアラーの課題を含む、就労支援、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会

交流等に係る支援について、研修会を開催することを検討。

#### 18 ひとり親家庭実態調査事業【1,305千円】(児童課)

子育てしやすい環境整備に向け、多岐にわたるひとり親の抱える問題やニーズに対して、実態調査を実施する。

#### 19 児童虐待防止のためのSNS相談事業【38,720千円】(児童課)

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を整備していくことため、国が令和5年2月から運用開始した全国一元的なSNS相談支援について、外部委託により県内3自治体(県、神戸市、明石市)で一体的運用を実施する

- ・対象 兵庫県内に居住する児童、保護者等
- ・内容 ①児童虐待に関する相談、又は児童虐待につながる恐れのある子育てに関する相談  
②その他子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、家庭や家族の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般

#### 20 児童虐待関係機関職員対応力向上事業【1,463千円】(児童課)

市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、市町の家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進

#### 21 精神科病院入院患者等の家族支援事業【500千円】(障害福祉課)

精神科病院入院患者の地域移行を支援するため、精神障害者が利用できるサービスや精神疾患の理解を深める家族教室を開催し、早期退院、再入院の防止を図る。

#### 22 精神障害者の家族に対する相談(障害福祉課)

精神保健福祉センターにて精神障害者の家族に対する相談や家族教室(ひきこもり、家庭内暴力、薬物)を実施する。また、健康福祉事務所にて精神障害者の家族に対する相談を実施する。

#### 23 重度心身障害者(児)介護手当費補助【15,750千円】(障害福祉課)

重度心身障害児・者の介護者に介護手当を支給し、当該介護者と重度心身障害児・者の負担を軽減する(県1/2、市町1/2)。

○支給額：月額8,333円(年額100,000円)

#### 24 相談支援・障害福祉サービスの質の向上に向けた人材養成事業【29,122千円】(障害福祉課)

障害者に対する相談支援事業に従事する相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修や能力向上のための研修、市町の相談支援体制の整備に対する支援等を行う。

- 受講見込者数：4,410名
- 市町における相談支援体制の整備支援

## 25 障害者「110番」運営事業【3,800千円】（障害福祉課）

障害者等からの権利擁護に係る相談をはじめ、就労、結婚、介助、福祉機器、人間関係、住環境の改善などの一般相談や財産関係などの専門的な法律相談など幅広い相談を行う。

## 26 認知症・高齢者相談の実施【1,471千円】（健康増進課）

県民総合相談センターにおいて、高齢者及びその家族が抱える認知症を含む各種の心配ごと、悩みごとに対応するため、認知症の人と家族の会（月・金）及び兵庫県看護協会（水・木）による電話相談を実施する。

<電話番号> 078-360-8477（10:00～12:00、13:00～16:00）

## 27 「ひょうご・しごと情報広場」における就職支援【54,133千円】（労政福祉課）

「ひょうご・しごと情報広場」において、求職者に対し個人のレベルに応じた相談窓口の案内、情報提供を行うとともに、年齢、ニーズの内容に応じてハローワークや地域若者サポートステーションなど専門の就業支援機関へ誘導するなど、早期の就職に向けたワンストップサービスを提供。

また、大学・短大等の卒業予定者や概ね39歳以下の就職希望者のしごと探しをサポートするため、「ひょうご・しごと情報広場」内に「若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）」を設置し、キャリアカウンセリングやセミナーを実施。

## 28 高校生心のサポートシステムの推進【69,424千円】（高校教育課）

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対し実践的に取り組む。

### ① キャンパスカウンセラーの配置

- ・ 配置校数 全県立高等学校及び中等教育学校 147校
- ・ 回数 学校当たり週1回程度

### ② 心のサポートシステム推進校の指定

- ・ 指定校 43校
- ・ 内容 いじめ対応や不登校に関する重層的支援に向けた実践・研究  
自殺予防に関する重層的支援に向けた実践  
よりよい人間関係を形成する力を育む実践・研究

## 29 カウンセリングマインド研修（高校教育課）

スクールカウンセラー配置事業・高校生心のサポートシステムとして実施

### ① 「いじめ対応チーム」専門研修（年1回）

- ・ 対象 各高等学校の「いじめ対応チーム」構成員

175 校（全県立高校及び特別支援学校）

- ・ 内容 専門的なカウンセリング技法、  
いじめの様態や背景にある最新知見等

② 校内研修

- ・ 対象 全県立高等学校等教職員
- ・ 回数 1 回以上
- ・ 講師 専門研修を受講した「いじめ対応チーム」メンバー、  
キャンパスカウンセラー 等
- ・ 内容 専門的なカウンセリング技法、  
いじめの様態や背景にある最新の知見 等

30 その他の研修等の実施（高校教育課）

生徒理解を基盤とした生徒指導を推進し、学校全体で生徒指導の充実に取り組むため対応能力の向上をめざす。

① 生徒指導部長会

- ・ 対象 全高等学校等教職員  
185 校（全県立高校、市立高校及び特別支援学校）
- ・ 回数 年間 1 回

② 各地区の生徒指導協議会

- ・ 回数 年間数回

31 スクールカウンセラー配置事業【463,732 千円 一部国庫】（義務教育課）

いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を行う。

- 配置校数 小学校：134 校（R4：134 校）  
中学校・義務教育学校・中等教育学校：全校配置（政令市を除く）
- 内 容 ・児童生徒へのカウンセリング  
・保護者等に対する助言・援助  
・教職員を対象とするカウンセリングマインド研修の実施 等
- 派遣時間 年間 210 時間

32 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業【45,645 千円 一部国庫】（義務教育課）

児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）配置を支援する。

- 配置数 全中学校区（政令市・中核市を除く：166 中学校区）
- 配置時間 週 1 日 7 時間 45 分



- 負担割合 県 1/3、市町 2/3
- 資格要件 社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者（原則）  
又は、福祉・教育分野において専門的な知識・技術を有する者

### 33 SNSを活用した教育相談体制の構築 【31,246千円 一部国庫】（義務教育課）

従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談を実施する。

- ①相談体制の整備
  - ・相談期間 通年実施
  - ・相談受付時間 毎日17:00～21:00（4時間）
  - ・相談員 2人（7月：3人）
  - ・相談者 原則、児童生徒

#### ②周知カードの作成

SNS相談窓口のQRコード等を印刷したカードを県内全児童生徒へ配布

### 34 学校問題サポートチームの設置 【137,191千円 一部国庫】（義務教育課）

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

- 設置場所 6教育事務所
- 構成員 チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー等
- 内容
  - ・生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
  - ・教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）
  - ・特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
  - ・教職員の非違行為及び資質向上に関すること
  - ・教職員のメンタルヘルスに関すること